

長岡市中心市街地活性化協議会規約の一部改正 新旧対照表

新	旧	理由
<p>(略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により長岡市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第<u>10</u>項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、法第4<u>8</u>条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により長岡市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第<u>7</u>項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、法第4<u>0</u>条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴う修正</p>